

令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。

対 象	明 示 の タイミング	新 しく 追 加 さ れ る 明 示 事 項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期 契約 労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること



【↑パンフレット】



【↑説明動画コンテンツ】

R5補正 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

原油価格・物価高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、原油価格・物価高騰の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする。

◇補助対象者

・飲食・商業・サービス業（※注）を現に営む事業者であること

※：複数業態で事業を営んでいる場合は、飲食・商業・サービス業の部分のみが対象となります。

例えば、「建設業」と「飲食業」を営んでいる場合、「飲食業」部分のみが対象となります。

◇補助金額等

補助対象経費	補助率	補助金額	補助対象期間
設備導入費 設備に関連する備品費 施設改修費	補助対象経費の1/2以内 (新型コロナウイルス感染症関連融資を 利用している場合は2/3以内)	補助上限額：2,000千円 補助下限額：400千円	交付決定日から 令和7年1月31日

◇受付締切

・1次締切：令和6年5月10日（金） ・2次締切：令和6年7月31日（水）

※応募状況によっては、1次締切で公募を終了する場合があります。

公募要領などの詳細はこちらから→



令和6年分所得税の定額減税に関するお知らせ

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、**今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から**定額減税が実施されることとなります。

◇定額減税の概要

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（注）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000 円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき 30,000 円

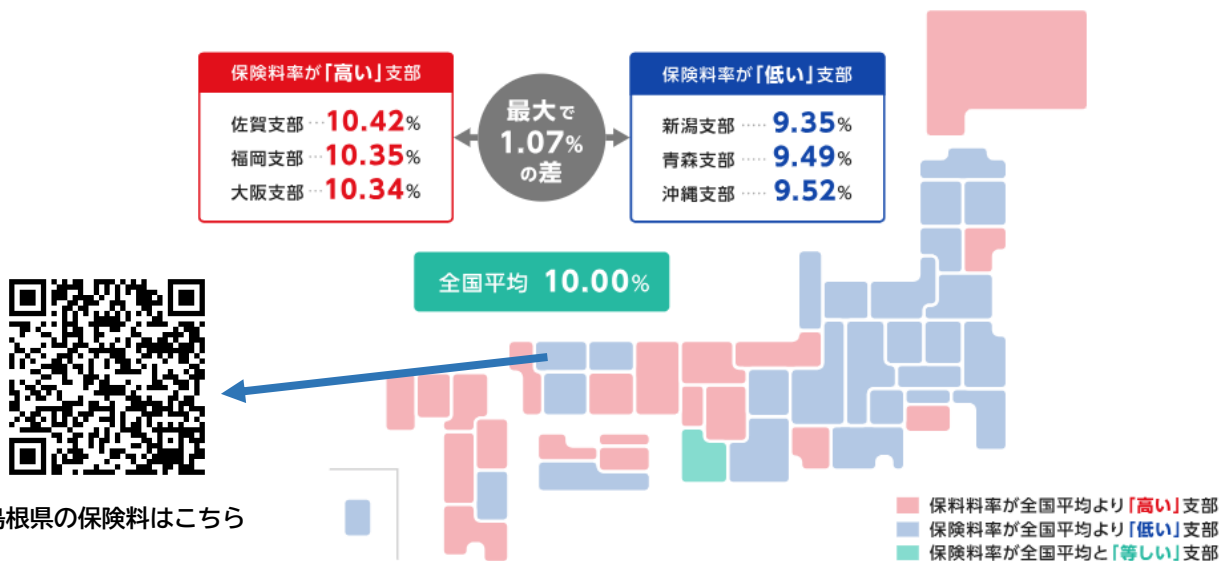


◇詳細は定額減税特設サイトをご覧ください。

特設サイトは↑から

令和6年度 協会けんぽ保険料変更のお知らせ

協会けんぽの保険料率は**都道府県支部ごとに毎年変わります。**



職員人事 異動のご挨拶

～伊藤経営指導員 異動のご挨拶～

この度の人事異動で4月から島根県商工会連合会に赴任することになりました。

東出雲町商工会では平成16年から実に20年間にわたり、会員の皆さんをはじめ、素晴らしい仲間達と仕事をさせていただき、心から感謝申し上げます。

東出雲で過ごした時間や、皆さんとの出会いは、私にとってかけがえのない財産になりました。

中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況が続いていますが、激変する時代の中で、会員の皆さんと共に「伴走できる」職員を目指して、次の職場でも日々精進してまいります。

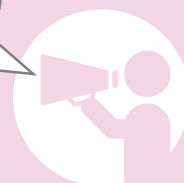
最後に、皆さんのご健康と事業のご発展を心からお祈りしています。長い間、大変お世話になりました。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※¹ についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明

【雇止め告示※²の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※³に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示

【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※³に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明

【雇止め告示※²の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※⁴(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※¹ 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※² 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※³ 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※⁴ 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



売上回復・収益確保のための「新たな取組」を支援します

令和5年度
補正

飲食

商業

サービス業

新事業展開支援事業



対象事業者

原油価格・物価高騰の影響を受けている島根県内に主たる事業所または工場を有する飲食・商業・サービス業を現に営む事業者

補助対象事業

- ①原油価格・物価高騰により減少した売上の回復や収益の確保を図る新たな取組
(新規事業・新商品・新サービスの展開)
- ②3年以内に①の設備投資による年間売上が当該投資額以上となる取組

補助率・補助限度額

補助率

補助対象経費の1/2以内

※新型コロナウイルス感染症関連融資の残高がある場合は2/3以内

補助
金額

40万円～200万円

※下限要件あり

補助対象経費

補助対象事業(上記)に必要な設備および関連備品の導入費用、施設の改修費用
【例】新商品・新サービスの開発または提供に必要な機器設備や店舗改修工事 など

補助対象期間

交付決定日から令和7年1月31日まで

公募期間

令和6年2月20日～7月31日

1次締切 5月10日 交付決定:6月中旬予定

2次締切 7月31日 交付決定:9月上旬予定

※応募状況によっては1次締切で終了する場合があります。

「最新の公募要領」を
必ずご確認ください。

お問い合わせ・ご相談先

所属または最寄りの支援機関

島根県商工会連合会 経営支援課 ☎0852-61-6161

島根県商工会連合会

検索



令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- 厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- 介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- 子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(島根県)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.92%		11.52%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,753.6	2,876.8	6,681.6	3,340.8		
2	68,000	63,000	73,000	6,745.6	3,372.8	7,833.6	3,916.8		
3	78,000	73,000	83,000	7,737.6	3,868.8	8,985.6	4,492.8		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,729.6	4,364.8	10,137.6	5,068.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,721.6	4,860.8	11,289.6	5,644.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,316.8	5,158.4	11,980.8	5,990.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,912.0	5,456.0	12,672.0	6,336.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,705.6	5,852.8	13,593.6	6,796.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,499.2	6,249.6	14,515.2	7,257.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,292.8	6,646.4	15,436.8	7,718.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,086.4	7,043.2	16,358.4	8,179.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,880.0	7,440.0	17,280.0	8,640.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,872.0	7,936.0	18,432.0	9,216.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,864.0	8,432.0	19,584.0	9,792.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,856.0	8,928.0	20,736.0	10,368.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,848.0	9,424.0	21,888.0	10,944.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,840.0	9,920.0	23,040.0	11,520.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,824.0	10,912.0	25,344.0	12,672.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,808.0	11,904.0	27,648.0	13,824.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,792.0	12,896.0	29,952.0	14,976.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,776.0	13,888.0	32,256.0	16,128.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,760.0	14,880.0	34,560.0	17,280.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,744.0	15,872.0	36,864.0	18,432.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,728.0	16,864.0	39,168.0	19,584.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,712.0	17,856.0	41,472.0	20,736.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,696.0	18,848.0	43,776.0	21,888.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,672.0	20,336.0	47,232.0	23,616.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,648.0	21,824.0	50,688.0	25,344.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,624.0	23,312.0	54,144.0	27,072.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,600.0	24,800.0	57,600.0	28,800.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,576.0	26,288.0	61,056.0	30,528.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,552.0	27,776.0	64,512.0	32,256.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,528.0	29,264.0	67,968.0	33,984.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,504.0	30,752.0	71,424.0	35,712.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	64,480.0	32,240.0	74,880.0	37,440.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	67,456.0	33,728.0	78,336.0	39,168.0		
37	710,000	695,000	730,000	70,432.0	35,216.0	81,792.0	40,896.0		
38	750,000	730,000	770,000	74,400.0	37,200.0	86,400.0	43,200.0		
39	790,000	770,000	810,000	78,368.0	39,184.0	91,008.0	45,504.0		
40	830,000	810,000	855,000	82,336.0	41,168.0	95,616.0	47,808.0		
41	880,000	855,000	905,000	87,296.0	43,648.0	101,376.0	50,688.0		
42	930,000	905,000	955,000	92,256.0	46,128.0	107,136.0	53,568.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	97,216.0	48,608.0	112,896.0	56,448.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	102,176.0	51,088.0	118,656.0	59,328.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	108,128.0	54,064.0	125,568.0	62,784.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	114,080.0	57,040.0	132,480.0	66,240.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	120,032.0	60,016.0	139,392.0	69,696.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	125,984.0	62,992.0	146,304.0	73,152.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	131,936.0	65,968.0	153,216.0	76,608.0		
50	1,390,000	1,355,000		137,888.0	68,944.0	160,128.0	80,064.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.92%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。